



# 生活環境

## ハロゲンヒーターの事故が急増！

国民生活センターの発表によると、近年、ハロゲンヒーターによる事故の相談件数が急増しています。



使用には注意が必要

発煙や発火など製品の安全性に関するものが多く、品質不良と思われる事例もありますので、ご使用の製品がリコール対象となっていないか、メーカーや販売店にご確認ください。この他にも安全・品質上疑問な点があれば、使用を一時中断し、メーカーや販売店に連絡してください。

中止してください。使用に当たっては、次のことに注意しましょう。

- ・近くに可燃物を置かないようにする。
- ・その場を離れるときや、就寝のときは、電源を切り、コンセントを抜く。
- ・低温やけどを防止するため、適度な距離を保ち、体の一部分を暖め過ぎない。

## 犬や猫はマナーを守って正しく飼いましょう

マナーを守ってほしいワン!

ペットの犬や猫と楽しく暮らすために、次のことを守って近所の皆さんに対する気配りをしましょう。

☆鑑札・狂犬病予防注射済票の交付を受ける

登録を受けた時に発行される鑑札と狂犬病予防注射済票を飼い犬に付けるのは、法律で決められた飼い主の義務です。飼い犬がいなくなった場合には、手掛かりにもなりません。交付を受けていない人は、市生活環境課で手続きをしてください。

みんなに迷惑を掛けることになりません。また、猫を引き付け、周りの人に迷惑を掛ける無責任な餌やりはやめましょう。

☆飼い犬を逃がさない  
市で迷い犬を保護しても、飼い主が見つからないケースが年間15件程度あります。犬が迷子になる原因は、雷や花火などの大きい音に驚いて飛び出した、放したらいなくなったなどの不注意やアクシデントがほとんどです。しっかりとつないで逃がさないようにしましょう。もし逃げ出した場合には、速やかに市生活環境課に連絡してください。

☆ふん・尿の始末は飼い主が責任を持つ  
「飼い主」のふんの放置は、市の条例で禁止されています。散歩時の犬のふんは、

☆猫は室内飼いを心掛ける  
病気への感染やふん・尿によるトラブルの防止になります。飼い主が分かるように名札を付けると野良猫と区別でき、近所からの信頼も得やすくなります。



古武くう

## 警察安全情報

### 乗り物盗の被害防止について

瀬戸内警察署管内では、自転車、オートバイが盗まれる乗り物盗がJR長門久駅、長船駅を中心に多発しています。

乗り物盗の被害に遭わないために、次の被害防止対策を推進しましょう。

また、不審者を見つけた場合には、直ちに110番通報をお願いします。

#### ◆乗り物盗被害防止対策

・自転車、オートバイには、必ず鍵を掛け、チェーン錠などによる二重ロック

をする。

・自転車は、「自転車防犯登録」、オートバイは、「グッドライダー防犯登録」を受ける。

#### ■問い合わせ先

瀬戸内警察署  
0869-34-6110



## 11月25日～12月1日は、犯罪被害者週間

「犯罪被害者週間」は、期間中の啓発事業などを通じて、犯罪被害者の名誉、生活の平穏への配慮などについて、国民の理解を深めることを目的としています。

現代社会では、誰もが突然予想し得ない犯罪に巻き込まれる可能性があります。地域社会が一体となって、被害者を思いやり、支え合う気持ちを共有して、犯罪予防や被害者のためにできることを考えていきましょう。

## 老朽化した消火器に注意！

老朽化した消火器が破裂する事故が発生しています。

消火器本体にも寿命があり、使用期間または使用期限が本体に表示されていますが、軒先や、厨房など湿気の多い所に設置していると、よりに短い期間で、容器にさびが発生したり、操作機能が低下したりする可能性があります。

破裂事故の原因となつて

いる消火器は、ほとんど点検もされず、長年放置された古い消火器に集中しています。

破裂事故を防止するため、次のことに注意してください。

#### ①設置場所をチェック

消火器が風雨にさらされる場所や湿潤な場所などに設置されていないかを確認するとともに、消火器の状態を点検し、腐食が進んで

いるものは、絶対に使わないでください。

#### ②廃棄は専門業者へ

不用になった消火器は、放射、解体をしないで、直接、回収を行っている設備業者または購入した業者に廃棄を依頼してください。

なお、処理には500円～1,500円程度の費用が掛かりますので、専門の消防設備取扱店にお問い合わせください。

#### ■問い合わせ先

市消防本部予防課  
0869-22-1333



破裂した消火器は、底の溶接部分が著しく腐食

## 住宅用火災警報器を給付

平成23年5月31日までに住宅用火災警報器の設置が必要となっています。

市では、次の要件をすべて満たす高齢者世帯を対象に住宅用火災警報器の給付を行います。

#### ▼給付要件

- ・65歳以上の高齢者のみ世帯の人
- ・生計中心者が前年所得税非課税の人または生活保護の人
- ・市内の持ち家に居住の人

※給付については上限があります。

#### ■問い合わせ・申請先

市いきいき長寿課

0869-26-5948

市保健福祉部久分室

0869-22-1810

市牛窓支所

0869-34-3431

市裳掛出張所

0869-25-0004